

第21期第13回秋田県内水面漁場管理委員会議事録

1 日時・場所

令和5年12月6日（水）午後1時30分～午後3時30分
秋田県庁 議会棟 2F 特別会議室

2 出席者

委員（定数10名）

小松 ひとみ、青谷 晃吉、菊地 勇、山上 文明、鈴木 学、中嶋 義孝、
小松 愛（7名出席）

専門委員

櫻庭 由秋、鈴木 養二郎

事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：中林 信康

事務局：奥山 忍、橋本 羊子、高橋 佳奈

農林水産部水産漁港課：百瀬 夏実、三田村 学歩

3 議事事項

- (1) 八郎湖知事許可漁業（八郎湖建網漁業、雑刺し網漁業、わかさぎ刺し網漁業）の制限措置の内容及び許可を申請すべき期間について（諮問）
- (2) 秋田県における第五種共同漁業の免許について（諮問）
- (3) 十和田湖における第五種共同漁業の免許について（諮問）
- (4) 秋田県における遊漁規則の認可について（諮問）
- (5) 十和田湖における遊漁規則の認可について（諮問）
- (6) 秋田県第五種共同漁業権に係る増殖指針について（協議）
- (7) 十和田湖における漁業法第90条に基づく資源管理状況等の報告について（報告）
- (8) 全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会の開催結果について（報告）
- (9) その他

4 開会・あいさつ

○事務局（奥山）

ただ今より第21期第13回秋田県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

出席委員7名で、欠席委員3名、委員会規程6条により、過半数を超えているので、委員会は成立することを報告します。

また、本日は、八郎湖に関する議題があり、専門委員にも出席いただいております。

本日は、遠藤会長が欠席のため、菊地会長代理からご挨拶をお願いいたします。

○菊地会長代理

1月から進めてまいりました漁業権免許の切替えも大詰めを迎え、来年の1月1日をもって全漁協が申請を認められる見通しとなっています。本日はそれに伴って8件ほど議題がありますけれども、皆さまのご審議をお願いし、簡単ですがあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

5 資料確認

(事務局が資料確認)

○事務局（奥山）

それでは、本日、遠藤会長が欠席のため、委員会規程第4条第3項の規定により、会長代理が会長の職務を代理することとなりますので、菊地会長代理に議事進行をお願いいたします。

菊地会長代理は議長席へご移動をお願いします。

6 議事録署名委員選任

○菊地議長

議事に入る前に議事録署名委員を選出します。事務局案はありますか。

○事務局（奥山）

小松愛委員、山上委員にお願いしたいと考えております。

○菊地議長

それでは、小松愛委員と山上委員のお二方、よろしいでしょうか。

○小松愛委員、山上委員

はい。

○菊地議長

それでは、よろしくをお願いします。

7 議事

議題1：八郎湖知事許可漁業（八郎湖建網漁業、雑刺し網漁業、わかさぎ刺し網漁業）の制限措置の内容及び許可を申請すべき期間について（諮問）

○菊地議長

では、議事に入ります。（1）八郎湖知事許可漁業（八郎湖建網漁業、雑刺し網漁業、わかさぎ刺し網漁業）の制限措置の内容及び許可を申請すべき期間について（諮問）、事務局から説明をお願いします。

○事務局（三田村）

事務局の三田村が説明いたします。

資料1（当日配布：差替え）をご覧ください。知事から内水面漁場管理委員会会長宛に、八郎湖知事許可漁業の制限措置及び許可を申請すべき期間について諮問がきております。本文を読み上げます。（諮問文音読）

2ページ以降の告示案をご覧ください。

表に記載している制限措置の内容は、八郎湖知事許可漁業許可方針に基づいたものとなっております。

はじめに、八郎湖建網漁業についてご説明します。令和3年の末に許可期間が3年となる一斉更新を行っておりますが、今回、八郎湖増殖漁業協同組合から、新規要望者が1名いるとの連絡を受けての対応となります。八郎湖建網漁業はわかさぎを対象とした漁業であり、許可方針に定めている許可枠56件に対し、現在許可している件数の25件と合わせても26件で枠を超えませんので、八郎湖の資源を有効に活用するうえでも問題ないと考え、要望に合わせて1件の公示をするものです。

次に、雑刺し網漁業についてご説明します。こちらも、令和3年の末に許可期

間が3年となる一斉更新を行っておりますが、八郎湖増殖漁業協同組合から、新規要望者が1名いるとの連絡を受けての対応となります。雑刺し網漁業はこい・ふな等を対象とした漁業であり、許可方針に定めている許可枠38件に対し、現在許可している件数の4件と合わせても5件で枠を超えませんので、八郎湖の資源を有効に活用するうえでも問題ないと考え、要望に合わせて1件の公示をします。

最後にわかさぎ刺し漁業についてご説明します。こちら、令和3年の末に許可期間が3年となる一斉更新を行っておりますが、八郎湖増殖漁業協同組合から、新規要望者が1名いるとの連絡を受けての対応となります。わかさぎ刺し網漁業はわかさぎを対象とした漁業であり、許可方針に定めている許可枠28件に対し、現在許可している件数の13件と合わせても14件で枠を超えませんので、八郎湖の資源を有効に活用するうえでも問題ないと考え、要望に合わせて1件の公示をします。

なお、八郎湖貝けた網漁業、雑刺し網漁業、わかさぎ刺し網漁業の許可の有効期間は許可の日から令和6年12月31日までとします。

説明は以上です。ご審議よろしくお願ひします。

○菊地議長

事務局から説明が終わりましたので、委員の皆さま、何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

○小松ひとみ委員

新規の方はどういう方なのでしょうか。その地区の方なのか他県の方なのか。

○事務局（三田村）

新規の方は初めてここで漁業をやる方ではなく、他の漁業を行っていて、新しくこの漁業も行いたいという方です。他には、漁業を辞めた方から船や漁具をもらって、新規の要望をしている方もいます。

○菊地議長

他にありませんか。

○委員

（発言なし）

○菊地議長

それでは、八郎湖知事許可漁業の制限措置の内容等について、特に異議のない旨の答申をしたいと思ひます。事務局で答申文案はありますか。

○事務局（三田村）

（答申案配布）

それでは答申案を読み上げます。（答申案音読）

○菊地議長

ただいま朗読された文案でいかがですか。

○委員

（「異議なし。」の声あり）

○菊地議長

それでは、この文案で答申することにいたします。事務局で手続きを進めてください。

○事務局（三田村）

はい。

○菊地議長

それでは、次に移ります。

議題2：秋田県における第五種共同漁業の免許について（諮問）

○菊地議長

続きまして、(2) 秋田県における第五種共同漁業の免許について（諮問）、事務局から説明をお願いします。

○事務局（三田村）

引き続き事務局の三田村が説明します。

資料2をご覧ください。知事から内水面漁場管理委員会会長宛に、秋田県における第五種共同漁業の免許について諮問がきております。本文を読み上げます。

（諮問文音読）

2 ページの表をご覧ください。秋田県における免許の申請内容となっています。

秋田県では公示した漁場計画25件、これに対して令和5年11月2日までに従前から免許を受けていた21の漁協より申請、共同申請が2件ありました。共同申請はサクラマスの漁場計画に関して、田沢湖漁協を除く雄物川水系と米代川水系の2件になります。

県では申請のあった漁業協同組合に対して、適格性の有無に係る審査を行いました。適格性の審査は漁業法第72条第2項に規定されており、関係地区内に組合の地区が含まれているかどうか、関係地区内に住所を有し、水産動物を採捕等する者の世帯数の2/3以上が組合に含まれているかどうかの2点になります。いずれも漁業協同組合の定款や組合員名簿により確認しました。

また、漁業法第71条では漁業権の免許をしない場合について規定されており、主に適格性の有無、申請時点で内容と異なる申請をしていないか、同種の漁業を内容とする漁業権に不当な集中がないか、などがあります。これは、同一の申請者が多数の漁業権の計画に申請していることが問題になっているためです。

これらについても確認したところ、漁場計画に対する申請者が、従前どおり、多くても1漁協当たり2計画の申請となっており、県では問題ないと考えています。

3 ページ以降は21漁協と2サクラマス協議会から提出された漁業権と共同漁業権の申請の鑑文になっております。

○菊地議長

事務局から説明が終わりましたので、委員の皆さま、何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

○委員

（発言なし）

○菊地議長

それでは、秋田県第五種共同漁業の免許について、特に異議のない旨の答申をしたいと思えます。事務局で答申文案はありますか。

○事務局（三田村）

（答申案配布）

それでは答申案を読み上げます。（答申案音読）

○菊地議長

ただいま朗読された文案でいかがですか。

○委員

（「異議なし。」の声あり）

○菊地議長

それでは、この文案で答申することにいたします。事務局で手続きを進めてください。

○事務局（三田村）

はい。

○菊地議長

それでは、次に移ります。

議題3：十和田湖における第五種共同漁業の免許について（諮問）

○菊地議長

次に移ります。（3）十和田湖における第五種共同漁業の免許について（諮問）、事務局から説明をお願いします。

○事務局（三田村）

引き続き事務局の三田村が説明します。

資料3をご覧ください。青森県知事から内水面漁場管理委員会会長宛に、十和田湖における第五種共同漁業の免許について諮問がきております。本文を読み上げます。（諮問文音読）

2ページの表をご覧ください。公示した漁場計画1件に対して、従前から免許を受けていた十和田湖増殖漁協より申請が1件ありました。青森県では申請のあった漁業協同組合に対して、適格性の審査を行いました。漁業法第72条第2項に規定する適格性についてどちらも有していると判断しております。漁業法第71条では漁業権の免許をしない場合について規定されており、主に適格性の有無、内容と異なる申請、同種の漁業を内容とする漁業権に不当な集中があるときなどがあります。これらについても青森県で審査し、問題ないと考えています。

3ページ以降は公示した漁場計画になっており、5ページ以降は共同漁業権の申請書として青森県に提出されたものです。

説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○菊地議長

事務局から説明が終わりましたので、委員の皆さま、何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

○委員

（意見なし）

○菊地議長

それでは、十和田湖の第五種共同漁業の免許について、特に異議のない旨の答申をしたいと思えます。事務局で答申文案はありますか。

○事務局（三田村）

（答申案配布）

それでは答申案を読み上げます。（答申案音読）

○菊地議長

ただいま朗読された文案でいかがですか。

○委員

（「異議なし。」の声あり）

○菊地議長

それでは、この文案で答申することにいたします。事務局で手続きを進めてください。

○事務局（三田村）

はい。

○菊地議長

それでは、次に移ります。

議題4：秋田県における遊漁規則の認可について（諮問）

○菊地議長

次に移ります。（4）秋田県における遊漁規則の認可について（諮問）、事務局から説明をお願いします。

○事務局（三田村）

引き続き事務局の三田村が説明します。

資料4をご覧ください。知事から内水面漁場管理委員会会長宛に、秋田県における遊漁規則の認可について諮問がきております。本文を読み上げます。（諮問文音読）

2 ページ以降をご覧ください。全部で25件の遊漁規則の認可の申請が来ております。役内・雄物川漁協から申請のあった遊漁規則をもとにご説明します。県から遊漁規則の模範例を示しており、それに基づき更新いただきました。今回の新漁業法における漁業権では、主に2つの大きな変更がございました。組合員と遊漁者の差をなくすということが一点、遊漁の料金や制限を明確にし、遊漁規則を見れば具体的に分かるようにするということが一点です。

1 枚目をご覧ください。第1条（目的）から第2条（遊具の承認及び遊漁料の納付義務）につきましては全ての漁協でほぼ同内容になっています。

第3条（漁具、漁法の制限）をご覧ください。漁具、漁法の中でも魚種や特定の漁法に関して制限をかける場合に書いていただいています。役内・雄物川漁協では、釣りはがらがけ・ひっかけを除く、ヤスはかじかのみに限定する制限をしています。皆瀬川筋の遊漁規則のように投網・刺網の目合や長さ、数に関して制限をしている所もあり、各漁協の実態に応じた制限になっています。

第4条は（遊漁期間）になります。漁場ごとに設定されている漁業権魚種に関して、その遊漁の期間を設けているものです。あゆに関してはほとんどの漁協で7月1日から10月31日まで、いわな・やまめに関しても4月1日から9月20日までとほとんどの漁協で統一されています。他にもうぐい、かじかなど、魚種ごとに漁場の実態や遊漁者の状況に応じて設定しています。

第5条（禁止区域）ですが、秋田県では秋田県漁業調整規則に記載されている禁止区域がございました。漁業権のかかっている区域に関しては、漁業調整規則に記載されている禁止区域に加えて、この遊漁規則や行使規則に記載されている禁止区域が設定されます。こちらは漁協によって、1件の記載をしている漁協や、10件、15件記載しているところがございます。

次に第6条（全長制限）は、漁業権魚種について、リリースの対象となるものを記載しています。役内・雄物川漁協につきましては、いわな・やまめは15cm以下でリリースの対象としており、漁業調整規則とも同一です。横手川漁協ではこい・ふなややつめに関して設定しており、漁協によって、資源保護のためにある程度の大きさより小さいものに関して採捕禁止としています。

次に第7条（尾数制限）ですが、こちらは役内・雄物川漁協と米代川水系サクラマス協議会の遊漁規則に記載があります。役内・雄物川漁協では資源保護のためにいわな・やまめに関して1日あたり20尾を上限とする対応をしています。米

代川サクラマス協議会では1シーズンあたり10尾までと制限しています。

第8条（遊漁料の額及び納付方法）になります。遊漁者の中でも学生や身体障害者手帳の所持者は遊漁料が無料もしくは半額となっており、また現場加算金を設定しています。現場加算金に関しては、500円や1,000円と設定している漁協が多く、水産庁にも確認したところ、チケットを買わずに遊漁をする方が多いことから、日券の倍額までが許容範囲との回答も得ていますので、今後漁場の実態にあわせて加算額を増やすなどの検討をしていきたいと思っております。下の表ですが、役内・雄物川漁協では魚種ごとに遊漁料を記載しています。漁協ごとに様々に設定しており、漁具ごとの券としているところもあれば、漁具・漁法ごとに設定しているところもあります。遊漁料に関してましても、この後協議させていただきますが、増殖指針にかかる増殖義務につきまして、物価高騰の流れもあり燃料代の高騰等、増殖経費がかさんでいることから、今後は時代に合わせた値上げや価格の変動を漁協の皆様と一緒に考えたいと思っております。次のページは遊漁券の販売店を列記しています。今回から、遊漁規則に遊漁券の販売店を具体的に記載することとしております。役内・雄物川漁協では（1）から（10）までの販売店で購入できるということが、遊漁規則を見れば分かるようになっております。

第9条（遊漁承認証に関する事項）は遊漁承認証に書かれるものを記載しており、全ての漁協で共通しています。

第10条（県内共通遊漁の承認に関する事項）ですが、秋田県では溪流魚のいわな・やまめに関して、年間15,000円で釣りに限った県内共通の遊漁券を発行しております。こちらも全ての遊漁規則に共通です。

また第11条から第13条までも遊漁の際に守るべき事項等、全ての漁協の遊漁規則で同記載になっております。

第14条（外来魚の再放流の禁止）は、これまで横手川漁協のみで記載していたブラウントラウトは内水面漁場管理委員会の委員会指示も出たことにより、今回より全ての漁協で記載をしていただいております。これらの規則は免許に合わせて令和6年1月1日からの施行ということで認可申請を受けています。

内共第2号から第25号までは、各漁協の遊漁規則の第3条から第7条もしくは第8条までを抜粋しています。

遊漁料や制限につきましては長年変更されていない部分もあり、実態に即していない部分も見受けられます。遊漁規則や行使規則につきましても時代や実態に合わせて柔軟に検討していきたいと考えており、県では今後より有効に漁場を活用してもらえるように漁業権者の方々と検討していきたいと思っております。

説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○菊地議長

事務局から説明が終わりましたので、委員の皆さま、何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

○青谷委員

「かじか」は「はなかじか」と区別されているのでしょうか。一般の方から見れば区別が付かないと思うのですが、はなかじかは秋田県の絶滅危惧種としてレッドリストに載っており、保全していく必要があるもので、どこかに謳っておく必要があるのではないかと思います。

○事務局（三田村）

遊漁規則に書かれている魚種は総称ではないので、この遊漁規則に書かれているかじかにははなかじかは含まれていないと解釈しておりますが、かじか類とい

う表現だと含まれてしまう可能性があるのですが、ご指摘の点については検討したいと思います。各漁協にもはなかじかがレッドリストに掲載の魚種だということも周知したいと考えています。

○菊地議長

かじかについては、内容魚種に規定する漁協は少ないですね。県南地区では内容魚種にしているところがありますが県北地区では少ないです。確かにかじかとはなかじかはほとんど区別がつかないですよ。ただ採捕の制限は、内容魚種にしているところも、遊漁期間を3, 4, 5月の産卵期を避けて設定しているところが多いです。保護しようとするなら積極的に内容魚種にして採捕の制限を明確にすることも必要だと思います。

○鈴木学委員

かじかについて参考に質問させていただきます。役内・雄物川漁協でお盆前後にかじかのヤス突きの行事があると聞いたことがあるのですが、現在はいかがでしょう。

○菊地議長

かじかに関しては内容魚種に指定しており、手釣り、竿釣り、ヤスを認めています。たものように一網打尽に獲るわけではなく、乱獲しない漁法かつ水の中を観察できるような、親しんでもらえるように設定しています。平成13年頃から県の特別採捕許可をいただいて、子供達に生態系の勉強をさせる目的で8月の1日のみ行っています。夜間の開催なので父兄も同伴で、今も継続して開催しています。水産庁の水産多面的機能発揮対策事業の補助金も活用しながら行っています。

○鈴木学委員

ありがとうございます。今後も続けて行ければ良いと思いました。

○事務局（三田村）

私が特別採捕許可の担当も行っております。役内・雄物川漁協で行われている夜突きのイベントに関して、かじかのヤス突き自体は行使規則で認められているのですが、内水面では夜に光を当てて魚を集めるという行為は秋田県漁業調整規則に違反する行為です。その点で特別採捕許可を出しています。

○菊地議長

他にございませんか。

○委員

（意見なし）

○菊地議長

それでは、秋田県の遊漁規則の認可について、特に異議のない旨の答申をしたいと思います。事務局で答申文案はありますか。

○事務局（三田村）

（答申案配布）

それでは答申案を読み上げます。（答申案音読）

○菊地議長

ただいま朗読された文案でいかがですか。

○委員

（「異議なし。」の声あり）

○菊地議長

それでは、この文案で答申することにいたします。事務局で手続きを進めてください。

○事務局（三田村）

はい。

○菊地議長

それでは、次に移ります。

議題5：十和田湖における遊漁規則の認可について（諮問）

○菊地議長

次に移ります。（5）十和田湖における遊漁規則の認可について（諮問）、事務局から説明をお願いします。

○事務局（三田村）

引き続き事務局の三田村が説明します。

資料5をご覧ください。青森県知事から内水面漁場管理委員会会長宛に、十和田湖における遊漁規則の認可について諮問がきております。

本文を読み上げます。（諮問文音読）

裏面をご覧ください。十和田湖増殖漁協から青森県へ申請のあった遊漁規則になります。主たる遊漁規則の有無ということで、先ほどの議題で説明したとおり、各制限の項目になります。変更内容の概要をご覧ください。さくらますの遊漁期間を船釣りは1～2月を除外することにしてあります。また、資源保護の観点からひめますとさくらますを魚種別の尾数制限に変更しております。遊漁料についても記載のとおりに変更しています。遊漁券と監視員証の記載事項についてこれまでは別記様式を記載していたところ、別記を廃止し記載事項を規定しています。

組合が行う漁獲調査等に関する協力義務も規定されました。

2枚目が遊漁規則の申請書となっており、次ページ以降が実際の遊漁規則です。第13条まで規定されております。その後の新旧対照表をご覧ください。第2条第2項には、全国で普及しているフィッシュパスや釣りチケなどオンラインシステムによる遊漁券の購入について記載しています。またこれまで漁業監視員にも納付できたのですが、組合に納付しなければならないと変更になりました。第4条の遊漁期間ですが、これまではさくらますは船釣りと岸釣りで同一の遊漁期間を設けていましたが、ひめます同様、船釣りと岸釣りの遊漁期間を分けて定めています。船釣りに関して、厳冬期を外すため1～2月を除外しています。時間も日の出から日没までと制限しております。第8条の尾数制限では魚種別に変更したほか、第9条では遊漁料を値上げしております。その他については新漁業法に基づいた文言の修正が主となっております。

来年から十和田湖は秋田県と青森県の両県免許になり、これまでよりも深く関与していく必要があると理解しております。本県では鹿角市河川漁協と一部関係地区が重なる関係もあり、両組合で組合員になっておられる方もいます。今年度はひめますとさくらますの漁獲量が過去30年で最低と深刻な状況であり、種苗生産についても厳しい状況と聞いております。秋田県においても人気の高い魚種でありますので、資源を有効に活用できるように両県で指導して参りたいと考えています。

説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○菊地議長

事務局から説明が終わりましたので、委員の皆さま、何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

○菊地議長

それでは、十和田湖の遊漁規則の認可について、特に異議のない旨の答申をしたいと思えます。事務局で答申文案はありますか。

○事務局（三田村）

（答申案配布）

それでは答申案を読み上げます。（答申案音読）

○菊地議長

ただいま朗読された文案でいかがですか。

○委員

（「異議なし。」の声あり）

○菊地議長

それでは、この文案で答申することにいたします。事務局で手続きを進めてください。

○事務局（三田村）

はい。

○菊地議長

それでは、次に移ります。

議題6：秋田県第五種共同漁業権に係る増殖指針について（協議）

○菊地議長

次に移ります。（6）秋田県第五種共同漁業権に係る増殖指針について（協議）、事務局から説明をお願いします。

○事務局（三田村）

引き続き事務局の三田村が説明します。

資料6をご覧ください。秋田県第五種共同漁業権に係る増殖指針の案になります。第5種共同漁業権には増殖義務が課されており、免許された漁協は種苗放流等、水産資源の増大に努めていただくこととなります。県ではその増殖義務の増殖量の基準となる増殖指針を定めており、平成30年に定めて以降、告示を行ってきました。今回新しい漁業権に切り替わることに伴い、新しい増殖指針を策定することにしております。今回定める増殖指針は1ページのとおりとなっております。2枚目以降の別紙は漁業権者である漁協から内水面漁場管理委員会宛に出していただく様式になっています。

増殖目標数量については、1でこれまで通り前年度の内水面漁場管理委員会で協議し、公示すると定めています。2では、これまで増殖目標量はあゆが何キロ、いわな・やまめは何千尾といったように数量で示していました。汲み上げや魚道、産卵場造成など稚魚放流以外の増殖行為については稚魚換算を行ってきましたが、稚魚換算について県と漁協で認識が異なったり数字の基準が曖昧であったりと問題点がありました。そこで次回からは金額ベースとして、増殖行為にどれくらいお金をかけたか分かりやすくしております。金額につきましては、各漁協が徴収している行使料や遊漁料をベースに毎年度算定することによって、増殖目標金額を決定することにします。3のとおり、漁協の算定した基準額を素に、災害による漁場の荒廃や漁協の経済的状況等の事情を勘案し、最終的には内水面漁場管理委員会で協議した上で公表します。行使料や遊漁料収入から算定する目標金額はあくまでベースであって、そこから各漁協の事情に合わせて数字を変更するという事です。また4のとおり積極的増殖行為については、既に実施されている漁協もありますが、規模が大きいことから事前に実施計画書を県に提出いただ

き、それに合わせて県が現地確認を行わせていただきたいと思います。5は増殖実績の報告についてです。行使料と遊漁料の収入データは増殖目標金額算定の根拠に使用します。また増殖行為にこれだけお金をかけたと客観的に分かるような状況写真・地図・領収書の写しなどを漁協から提出いただきたいと思います。6の県外種苗の取扱いについて、近年あゆやいわな・やまめにつきましても県内の種苗だけでは需要に追いつかず、やむを得ず県外種苗を使っている漁協もごぞいます。県では基本的には県内の種苗生産業者から購入していただきたいと思います。やむを得ず県外から購入する場合は実施計画書を提出いただき、県と内水面漁場管理委員会で協議することとしています。提出されることで、県と内水面漁場管理委員会では「この漁場に県外種苗が入った」という事実を認識できるので、情報収集の意味で、提出をお願いしたいと考えています。7の告示数量を下回った場合は、漁業権者である漁協は県と内水面漁場管理委員会に理由を報告することになります。購入予定の種苗生産業者が生産に失敗した等、様々なことがあると思いますので、その理由の報告をお願いしたいと考えています。

8と9は増殖義務を怠った場合について漁業法に定められているもので、適切な理由なく怠った場合は漁業権を取り消すこととなります。10の最低単位ですが、漁協によって遊漁者や組合員の需要が少なくなっていることから、いくつかの漁協ではこい・ふなについて内容魚種から取り消しております。2年以上連続で最低単位の告示となった場合は遊漁者からも組合員からの需要の少ない魚種ということで、有効に活用できるものではないと判断し漁業権魚種から外すことを検討する、といった内容です。

11と12は補足です。11の令和6年度の増殖目標については、新しい増殖指針の移行期間として今年度の告示数量を基に決定し、次回の内水面漁場管理委員会で諮問を行います。現時点では現行数量の7割に種苗単価をかけて金額ベースに算出しなおしたものを提示させていただく予定です。例えばあゆ100キロであれば、7割の70キロ×種苗単価が増殖目標となります。7割の根拠については現行の増殖指針において、告示量の7割を下回れば、増殖義務を満たしていないと判断する基準があり、それを数字として使いました。12について、2で記載した基準額については、まだ算定式を検討中です。漁協に与える影響が大きいことから、来年度中に各漁協の話しも聞きながら検討し、改めて内水面漁場管理委員会に「増殖指針の改定」として諮りたいと考えています。この算定方式も一度決めて固定化するのではなく、実情に合わせて適宜変更していく予定です。前回の増殖指針とは異なり、数量の表は載せず、毎年内水面漁場管理委員会で審議したものを告示する予定です。この増殖指針の主な変更点につきましては、秋に各地で開催した説明会で、金額ベースになることや、種苗放流以外の積極的増殖義務に取り組みやすくなるような変更を行ったとお伝えしてきました。

説明は以上です。ご協議よろしく申し上げます。

○菊地議長

事務局から説明が終わりましたので、委員の皆さま、何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

今回の増殖指針は、各漁協の実情に合った内容だと思います。「増殖数量」ではなく「増殖目標」という表現も良いと思います。目標に対して各漁協は一生懸命努力するという。やはり各漁協で状況が違うので、その漁協が一番良いと考える増殖行為を行えば良いと思います。親魚放流や産卵場造成、簡易魚道の設置も増殖行為と認めるとのことです。

その反面、各漁協はこれまでのような数字合わせではなくて、自分たちに適した増殖行為を行わなければいけないということです。

○中嶋委員

発眼卵埋設放流ですが、私たちの漁協でも行ったことがあります、大変な手間がかかります。例えば天気の良い日に10箇所埋設しても、翌日に雨が降って全部埋まってしまったこともあります。それをまた砂を掘り返したりと、手間や人数がとてまかかります。そして孵化するのは、結局実質30%ほどでした。500個埋めた場合、100個生きていれば良いかなという状況です。

○事務局（三田村）

発眼卵埋設放流は、高い技術の必要な増殖行為だと考えています。県内では鈴木委員の子吉川水系で毎年行っており、生残率がかなり良いと聞いています。いきなり取り組むとテクニック上の問題で生残率が悪くなるようです。

今回の指針では、種苗放流を否定するのではなく、種苗放流以外の方法に挑戦していただいたり、選択肢を広げる意味があります。産卵場造成や簡易魚道の設置も、人手を多く投入して人件費として計上することもできるのですが、来年度以降、経費をどのように認めるかという点についても検討予定です。発眼卵埋設放流に関しては、子吉川水系漁協で実績がありますので、実際にどのくらい経費がかかるか等、ヒアリングしながら進めていきたいと思えます。他の漁協と技術的などころを情報共有するために、県で視察に行つて他の漁協に情報提供できればよいと考えています。

○中嶋委員

同じ小さい支流の川に埋めても、稚魚になった時に餌がなくて生き残れないということが起こります。数日ごとに様子を見に行く手間も考えると、種苗放流のほうが良いということになります。組合員が全てボランティアで行うのは難しいので、人件費はある程度かかってしまうということをお伝えしておきます。

○事務局（三田村）

はい。

○鈴木学委員

参考までにお話しします。県にはすでに事務局から報告があがっているかもしれませんが、発眼卵埋設放流については直に埋設する方法と、虫かごに入れて浮かせる方法を試行錯誤しながら行っています。昨年度は4万粒を、4箇所に1万粒ずつ行いました。虫かご方式では発眼卵を虫かごに入れるのですが、虫かごは小さいので1つに1,000粒入れて、虫かご10個をかきの生け簀に使っている木箱に入れてから、木箱の下を切って網で覆っています。網で覆わないと中に泥が入ってしまい、中嶋委員が言うとおりで雨で流れてきた泥が入ってしまいます。組合員の知恵で網にしたところ、泥が入らなくなりました。今年はまだ日が浅いので孵化はしていませんが、今月末に孵化予定です。写真も添付して提出していますので、また孵化した時には写真を獲つて提出したいと思えます。孵化した稚魚ですが、しばらくはその箱の中にいます。直に埋設した場合、すぐにかじかが好んで食べてしまうので、生存率を高くすることは難しいですが、虫かご方式の場合は孵化率は90%を超えています。

○菊地議長

発眼卵埋設放流は10年前に内水面試験地が水系ごとに指導を行いました。やはり漁協側にやる気がないと難しいです。埋めても雨が降って流されたとか、技術的なリスクもあります。費用対効果を考えれば良い増殖行為なので、どんどん取

り入れれば良いとは思いますが、あくまでも各漁協が実情に合った増殖行為を考
えるべきだと思います。

もう一つは、これまでの稚魚放流のように業者まかせ、もちろん放流場所は各
漁協で考えますが、やはり漁協によっては温度差がありました。新しい方法に挑
戦することは、選択肢を広げる意味で非常に良いことだと思います。

他にはよろしいでしょうか。

○委員

(発言なし)

議題7：十和田湖における漁業法第90条に基づく資源管理状況等の報告について (報告)

○菊地議長

次に移ります。(7)十和田湖における漁業法第90条に基づく資源管理状況等
の報告について(報告)、事務局から説明をお願いします。

○事務局(三田村)

引き続き事務局の三田村が説明します。

資料7をご覧ください。農林水産大臣より秋田県内水面漁場管理委員会会長
宛に漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等について報告がきておりま
す。今年末までが国免許になっており、来年からは青森県と秋田県の両県免許と
なります。今回報告があったのは令和4年4月1日から令和5年3月31日分まで
のものです。

3ページをご覧ください。令和5年12月末までが国免許なので、令和5年4月
1日から12月31日分までは今回同様に国から報告がくる予定です。令和6年1月
1日から3月31日分までは、秋田県と青森県で資源管理状況についてチェックす
ることとなります。

共同漁業県内の資源維持、増殖等のため実施している取組みにつきまして、ひ
めますの稚魚放流につきましては予定とおり70万尾放流したとのこと。こい
については、コイヘルペスウイルス病のまん延防止のため増殖行為は現在行って
いないとのこと。3ページ下の増殖実施量ですが、先ほど申したとおりひめ
ますは増殖指針とおり70万尾の放流となっています。さくらますは1万尾の増殖
指針に対して8,000尾の放流数、ふなは増殖指針とおりの2,200尾放流でした。

4ページは資源管理の状況の報告チェックシートです。こちらは10月5日に水
産庁が現地で聞き取り調査のうえ、チェックシートを作成しております。5ペー
ジの3(4)のさくらますについての記載ですが、以前から青森県からは食害の
話があり、ひめますの資源量が減少するのではないかとということで、両県の試
験地や水産試験場と相談し、放流数を減少させたということです。来年度に関し
ては、さくらますの食害がひめますの資源量を減少させているという科学的なデ
ータが今のところないため、放流数量は1万尾を予定しています。

6ページは目標増殖量と増殖実施量の比較となっています。さくらます以外は
ほぼ増殖量を達成している状況です

説明は以上です。ご審議よろしくをお願いします。

○菊地議長

事務局から説明が終わりましたので、委員の皆さま、何かご質問、ご意見があ
りましたらお願いします。

○委員

(発言なし)

○菊地議長

よろしいですね。それでは、次に移ります。

議題 8：全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会の開催結果について（報告）

○菊地議長

次に移ります。(8) 全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会の開催結果について（報告）、事務局から説明をお願いします。

○事務局（高橋）

事務局の高橋が説明させていただきます。

資料 8 をご覧ください。全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会が、先月 11 月 1 日に栃木県宇都宮市にあるチサンホテルで開催されました。本協議会は、昨年までは書面開催でしたが、今年は 4 年ぶりに対面で開催されました。これに、菊地会長代理と私、高橋が出席してまいりました。これは、その協議会の配付資料です。

ブロック協議会は、全国を東日本、中日本、西日本の 3 ブロックに分け、各ブロック内の内水面漁場に係る利用のあり方、当面する諸問題について、相互の情報交換等の協議を目的とした会議です。本県内水面漁場管理委員会は、北海道・東北地区、関東地区の 13 都道県で構成されている、東日本ブロック協議会に属しております。協議会は各ブロックごとに、毎年秋頃に幹事県で開催しております。

協議会の議案は、資料 1 枚目次第の 5 議事のとおり 4 件ありまして、まず第 1 号議案「令和 6 年度提案項目（案）について」です。

資料 1 - 1 から説明させていただきます。令和 6 年度に中央省庁へ提出する提案書の素案が「第 1 回漁場管理対策検討会」でとりまとめられました。本素案につきましては、来年 3 月に第 2 回漁場管理対策検討会で意見等を集約後、令和 6 年 5 月の総会に諮られた後、同年 7 月頃に中央省庁に対し提案行動を実施するというスケジュールとなっております。

2 ページに進みまして、提案項目 1 の外来魚対策から 20 ページの提案項目 7 の内水面漁場管理委員会制度の堅持についてまで、7 項目の提案がありました。提案項目案の主な変更点につきましては、2 ページの外来魚対策を例にご説明しますと、一番上の左の枠、下から 4 行目に下線が引かれております、共同漁業権の件数や被害件数を令和 5 年度版にする数値の修正や 3、4 ページのとおり、1 番と 3 番、4 番と 5 番を統合するなど、文章が肥大化することにより趣旨がぼやけないよう文書を整理しております。

そのほか、各項目、2 ページ以降、現状に合わせて、速やかな対応を促すため、文言を一部記載のとおり修正しております。

続きまして、資料 1 - 2 をご覧ください。提案項目の案に係るアンケート調査結果についてということで、各県からのアンケート調査結果のとりまとめとなっております。こちらの中身については、事務局から特段詳細な説明はなかったのですが、1 ページ目をご覧ください。本県におきましては、オオクチバス、ウシガエル、ミシシippアカミミガメ、ブラウントラウト、ソウギョ、ライギョ、オオカナダモ、ミズワタクチビルケイソウによる被害報告がありまして、特にブラウントラウトとミズワタクチビルケイソウの被害数が昨年度よりも増加しております。

全国的にみてもオオクチバスやコクチバスによる被害報告件数は昨年度と同程度であったのに対し、ブラウントラウトやミズワタクチビルケイソウの被害件数は、1.5倍～2倍以上に増加しておりました。

2ページ以降につきましては資料のとおりとなりますので、後ほどご確認いただければと思います。

続きまして、資料1～3をご覧ください。今回の協議会の中で、提案項目（案）の検討及び追加提案項目といたしまして、岩手県と千葉県からそれぞれ意見がございました。

岩手県の意見につきましては、1ページのとおり、内水面漁場管理委員会のオンライン導入事例に関する照会がありました。資料2の2ページをご覧ください。

内水面漁場管理委員会のオンライン導入について、web開催の実績がある都道県は、宮城、山形、福島、東京、神奈川の5都県でした。本県においては、活発な意見交換をするためにも対面開催をしており、現時点ではオンライン導入の予定はありませんが、委員の皆さまからweb開催の希望がありましたら導入を検討する旨の回答をしております。

続きまして、3ページの資料1～3に戻っていただきまして、唯一協議会の場で了承されなかった提案についてのみご報告します。3ページの岩手県からの提案項目案に対する意見、放射性物質による汚染対策について、一番上の枠内、太字のとおり、河川・湖沼環境中の放射性物質について、下から2行目、「内水面漁業への影響は極めて小さいことについて周知する等、」を追記する提案がされましたが、水産庁から、「その文言は、放射能により出荷制限を受けている地区もあるため、誤解されかねない。」ということで、岩手県の意見のとおり修正せず、一旦事務局で持ち帰り、表現方法を検討することとなりました。

その他のページについては、記載のとおり了承されました。

続きまして、資料3をご覧ください。全国内水面漁場管理委員会連合会の次期役員についてです。今期令和3年から令和6年の第21期におきまして、本県は東日本ブロック協議会の監事となっておりますので、令和7年から令和10年の第22期からは、役員から外れております。次期役員については、記載案のとおり承認されました。

最後に議案4、資料はございませんが、次回東日本ブロック協議会開催県について、山形県で開催することで承認されました。

東日本ブロック協議会の報告は以上です。

○菊地議長

事務局から説明が終わりましたので、委員の皆さま、何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

○青谷委員

資料1～2の外来生物に関するアンケートですが、本県のブラウントラウトの被害数が突出しています。ブラウントラウトやミズワタクチビルケイソウの被害の内容を教えてください。

もう1件は、ブラウントラウトは県内の多くの支流に紛れ込んで、全体の駆除は難しいと聞いておりますけれども、今年度実施した駆除の状況を教えてください。どのあたりにいるのかどうか。

○事務局（高橋）

ブラウントラウトの被害10件のうち、横手川漁協で8件、比内町漁協と子吉川漁協で1件ずつ回答をもらっています。ミズワタクチビルケイソウは全て横手川

漁協です。

内容については、ミズワタクチビルケイソウはあゆの資源量が減ったと聞いております。

○事務局（三田村）

ブラウントラウトに関しては、具体的な被害が確認されたわけではなく、支流に流入して他の魚種に比べて優占しているという状況です。胃内容物を見ると在来魚も食べてはいるんですが、具体的にどの位食べられて被害を受けているというデータはありません。その支流に流入していることが確認されて、いわな・やまめやさくらますに比べて優先している状況を被害としてカウントしております。

○青谷委員

ブラウントラウトが増えているという事実を被害としているんですね。

○事務局（三田村）

はい。ミズワタクチビルケイソウは繁茂することによって、あゆの餌となる藻が繁茂出来なくなるといったことが起こります。その結果、あゆが餌を食べられないので成長できず、あゆの資源量の減少が起こります。

現状の駆除ですが、前委員会でもご説明しましたが、今年度はやなを用いた駆除を実施しております。横手川の本流のすぐ近く、武道川という支流の入り口に今回設置しました。9～12月に設置し、今月中に外す予定です。10月末時点で3匹捕獲したと聞いています。ただ、今年はかつてない程の猛暑でしたので遡上量や遡上時期がかなりずれていて、例年10月末に遡上してくるところ、2～3週間遅れておりますので、最終結果はまた後ほど報告を受ける予定です。鹿角市河川でも、漁協の単独事業として、漁協と内水面試験地と水産振興センターで電気ショッカーを使った駆除を実施しています。先ほどの10件の被害報告に鹿角市河川は含まれておりませんが、あくまでも漁業権漁場にかかっている部分の報告です。

鹿角市河川で駆除を行っている場所は旧小坂町漁協があった荒川川でして、下流に鹿角市河川が位置していることから問題意識を持たれて取り組んでいただいています。

○青谷委員

他の水系はどうでしょうか。

○事務局（三田村）

子吉川水系では、1年に1回程度、報告があがっています。昨年初めて、再生産されそうな大きな個体の報告がありました。子吉川水系で流入の可能性のある場所には、まだ調査に行けておりませんので、今後漁協と相談しながら機会を設けたいと思います。

青谷委員から以前に指摘のあった雄物川の中流水域についても、今後調査に行く予定です。雄物川でサケを増殖している増殖組合の方に以前聞いたのですが、サケの中に紛れてくることも確かにあるとのことでした。

○青谷委員

被害調査も大事ですが予防の方にも力を入れて欲しいと思いました。

○事務局（三田村）

今年度から国の補助事業で、ブラウントラウトの広域調査を行っていますが、来年度も引き続き県内の状況を収集し、効果的な予防策や対応策をとれるようにしたいと思っています。

○中嶋委員

うちのほうでも、本流でさくらますの遊漁期間中に60センチクラスが1匹確認されました。それが多分上流の鹿角市河川に上がっていったりと、ただ釣れないだけで紛れ込んでいると思います。多分他の水系でも同じような状況なのではないかと思いました。

○鈴木学委員

子吉川では昨年、1匹、さくらますの特別採捕の網に入りました。その後、内水面試験地の職員に合流点から上流までを見ていただいたのですが、発見できませんでした。多分本流にも紛れ込んでいるとは思いますが、網にかかったのはその1匹でした。

○菊地議長

ブラウントラウトの駆除については県の事業で実施しておりますので、また次回以降、詳しい報告がなされると思います。よろしいですね。それでは、次に移ります。

議題9：その他

○菊地議長

次に(9)のその他です。議題にはないですが、この場で議論する必要がある内容について何かありますか。

○鈴木養二郎委員

八郎湖漁協の理事から話しがあったのですが、毎年11月のどっぴき漁の許可をいただくために県庁に出向いております。簡素化した許可申請ができないかとのことでした。特別採捕なので、知事許可方針に11月からの漁は今含まれていないんですよ。

○事務局（三田村）

特別採捕許可につきましては、昭和にアオコ被害があった時に、気温が高い時期にアオコが発生して八郎湖の漁獲物に影響が出るということで、暑い時期を避けて漁獲時期を設けるという対応の中で特別採捕が設定されました。

資源状況の確認をするのに直前の10月の調査を待たなければならない状況で、許可が直前になってしまうという事情がございました。今後はより希望に沿える形にできるよう準備をしております。

○鈴木養二郎委員

お願いします。

○菊地議長

他にありますか。

○委員

(発言なし)

○菊地議長

事務局からは、何かありますか。

○事務局（奥山）

ありません。

8 その他

○菊地議長

それでは、次第の4の「その他」ですが、議題以外の事務的なことは何かありませんか。

○委員

(発言なし)

○菊地議長

事務局から、他に何かありますか。

○事務局（奥山）

次回の委員会は2月16日金曜日に同じ会場で開催予定です。開催時間等については後日開催通知でお知らせします。

9 閉会

○菊地議長

それでは、これで第21期第13回の秋田県内水面漁場管理委員会を閉会します。
お疲れさまでした。